

一般社団法人岩手県薬剤師会会員規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第5条及び6条の規定に基づき、本会の会員の構成、並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づき正会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員とする。

第2章 入会等手続

(資格基準及び手続)

第3条 本会の正会員又は賛助会員並びに特別会員として入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本会会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書に対し、本会理事会は、別表の資格基準により審査を行い、入会の可否を決定し、申込者に通知する。

3 名誉会員については、予め本人の意向を確認の上、理事会で推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届を理事会に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、本会が別に定める「個人情報の保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に基づき取扱わなければならない。

(会 費)

第5条 会費の金額及び納期、並びに会費滞納に対する催告等に関する細則は、本会定款第8条により総会において別に定める「会費規程」による。

2 第3条第3項の名誉会員については、会費を要しない。

3 満80歳に達した会員については、次年度から会費を免除する。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、定款第9条の規定に基づき、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第11条の定めにより、退会以外の理由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費等は返還しない。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて定款第6条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込みに対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

第3章 正会員

(種 別)

第8条 定款第5条に定める正会員は、薬剤師である者とする。

第4章 賛助会員

(種別)

第9条 定款第5条に定める賛助会員は、正会員及び特別会員以外の入会を希望する個人及び団体とする。

第5章 特別会員

(種別)

第10条 定款第5条に定める特別会員の種別は、次のとおりとする。

- 一 薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者
- 二 薬剤師になる資格のある者

第6章 名誉会員

(名誉会員)

第11条 名誉会員は、定款第5条に基づき、本会及び本会の目的の達成に功労のあった者に贈る栄誉の称号とする。

(処遇)

第12条 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

「別表」資格基準

会員名称	資格基準
正会員	・薬剤師の免許を取得していること。(薬剤師法第2条)
賛助会員	・薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、事業に賛助するため入会を希望する個人及び団体は賛助会員となることができる。
特別会員	・正会員、賛助会員以外の個人で、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有し、本会の目的、事業に賛同するため入会を希望する者は特別会員となることができる。
名誉会員	・薬学又は薬業の進歩発達に特に顕著な功労があった者のうちから、理事会で名誉会員とすることを決議した者。